

第2期 東大阪市子ども・子育て支援事業計画 (骨子案)

加筆・修正中の資料です。
第二期事業計画書のイメージとしてご参照ください。

令和元（2019）年10月

東大阪市

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
5 計画の策定の体制	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	5
1 人口等の動向	5
2 世帯・就労の動向	9
3 保育所・幼稚園の状況	14
4 地域子ども・子育て支援事業の提供状況	19
第3章 事業計画の具体的な取組	31
1 教育・保育提供区域の設定	31
2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策について	33
3 地域子ども・子育て支援事業	35
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保 ..	39
5 その他に重点を置く施策について	39
第4章 計画の推進に向けて	40
1 推進体制の整備	40
2 計画の進捗状況の点検・評価	40
3 計画の周知	40

第 1 章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

わが国の子ども・子育て支援においては、進行する少子化に対応するため、様々な取組が進められています。近年では、女性の社会進出が進み、待機児童の慢性的な発生が課題となるなど、低年齢児からの保育ニーズの高まりも顕著となっています。また、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化により、子育て家庭が気軽に身の回りの人々から子育てに関する助言や支援を得ることが困難になっていることや、ライフスタイルの変化等により、課題が一層複雑・多様化していることなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は、変化し続けているといえます。

国では、少子化対策を総合的に進めるため、平成 15 年に次世代育成支援対策推進法を制定し、次世代を担う子どもたちの育成を支援するための様々な事業を展開してきました。しかし、依然として出生数の減少が続いていたことから、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度が構築されました。

また、平成 28 年 6 月に児童福祉法が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へと、法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。

さらに、平成 31 年 2 月には、重要な少子化対策の 1 つとして掲げられた、幼児教育・保育の無償化を実施するための子ども・子育て支援法改正案が閣議決定されました。幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図ることで、全ての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

東大阪市（以下「本市」という。）では、平成 27 年 3 月に『東大阪市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

このたび、『東大阪市子ども・子育て支援事業計画』が、令和元年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、全ての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを産み育てることができるよう、『第 2 期東大阪市子ども・子育て支援事業計画』（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえて策定する、子ども・子育て支援に係る総合的な計画です。

【子ども・子育て支援法(第六十一条)】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間の計画期間として設定します。



4 計画の対象

本計画は、本市に在住する妊婦・12歳未満の子どもと子どものいる家庭、地域、事業所、行政及び子育てに関する個人や団体等、市内の子どもと子育てを支える地域全体を対象とします。

5 計画の策定の体制

(1) 東大阪市子ども・子育て会議

東大阪市子ども・子育て会議条例に基づいて東大阪市子ども・子育て会議を設置しています。学識経験者、関係機関代表、公募市民等、幅広い分野の委員が参画しています。

各種調査等から導かれた子ども・子育ての家庭のニーズを踏まえながら、本計画の検討を行います。

(2) 庁内組織

①東大阪市子ども子育て会議推進委員会

本計画を策定するにあたり、子ども・子育て施策に関係する庁内関係機関の相互の連携を図るために、東大阪市子ども・子育て推進委員会を設置しています。

②東大阪市子ども子育てワーキングチーム委員会

子ども・子育て施策に関係する、庁内関係機関の担当者の相互連携を図るために、東大阪市子ども・子育てワーキングチーム委員会を設置しています。

(3) 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

子ども・子育てに関する市民の実態とニーズを把握するために、就学前児童、小学生、妊婦、産婦のいる世帯を対象にアンケートを実施しました。このアンケート調査によって国が定める子ども・子育て支援事業の量の見込みの設定や、本計画における施策を検討するにあたっての基礎資料としています。

①アンケート調査の概要

- 調査地域：東大阪市内全域
- 調査対象者：東大阪市内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者（就学前児童調査）
東大阪市内在住の「小学生」のいる世帯・保護者（小学生調査）
東大阪市内在住の「妊婦」または「産婦」（妊婦調査／産婦調査）
- 抽出方法：住民基本台帳より調査対象者を抽出。（※重複がないように調整）
- 調査期間：平成31年4月26日（金）～令和元年5月17日（金）
※同年5月30日（木）までに市役所へ届いた調査票は集計の対象とします。
- 調査方法：郵送による配布・回収を行いました。
お礼状兼督促状を1回送付しました。
ポスター等による調査に関する啓発活動を実施しました。

②調査対象ごとの配布部数と回収数及び回収率の内訳

就学前児童に 6,000 件、小学生に 3,200 件、妊婦、産婦にそれぞれ 400 件配布し、合計 10,000 件の調査票を配布しました。

そのうち、有効回収数は合計で 4,892 件、有効回収率は 48.9%となっています。

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	6,000 件	2,871 件	47.9%
小学生	3,200 件	1,588 件	49.6%
妊婦	400 件	199 件	49.8%
産婦	400 件	234 件	58.5%
合計	10,000 件	4,892 件	48.9%

(4) 在宅子育て家庭の座談会

アンケート調査では調査しきれない子育て中の保護者の生の声を聞き、子育て不安等の解消をめざして、在宅で低年齢児の子育てをされている方を対象に、座談会を開催しました。

また、子育て支援センターにおいてヒアリング調査を実施しました。

① 子育て座談会開催日と開催場所、参加者数

開催日	令和元年 8月19日 (月)	令和元年 8月21日 (水)	令和元年 8月22日 (木)	令和元年 8月23日 (金)
開催時間	10:00~11:30	10:00~11:30	10:00~11:30	10:00~11:30
開催場所	イコーラム 第1研修室	東体育館 第3研修室	夢広場 大会議室	本庁22F 会議室2
参加者数	4名	5名	7名	3名

②子育て支援センターでのヒアリング調査の開催日と開催場所、調査件数

開催日	令和元年 10月25日 (金)	現時点では実施予定のため、 後日修正します。
開催時間	10:30~11:30	
開催場所	楠根子育て支援センター (ももっこ)	
調査件数	●件	

(6) パブリックコメントの実施

現時点では実施予定のため、後日修正します。

市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、反映させるために、令和●年●月●日(●)~令和●年●月●日(●)にかけて、パブリックコメントを実施しました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 人口等の動向

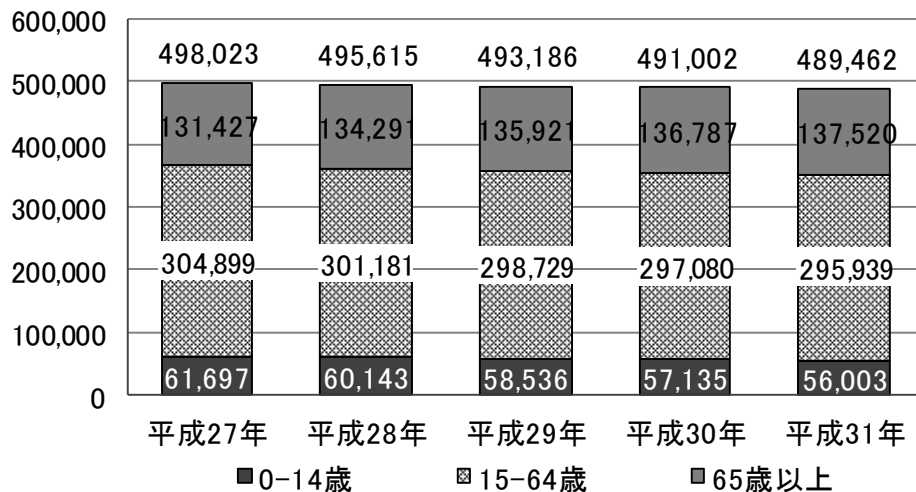
(1) 人口の推移

本市の人口の推移についてみると、平成27年から平成31年にかけて減少傾向となっており、平成31年で489,462人となっています。「0-14歳」は平成29年で6万人を割り込み、平成31年では56,003人となっています。

本計画の主な対象となる12歳未満の人口は、平成31年で43,560人となっています。

■ 総人口と年齢階層別人口

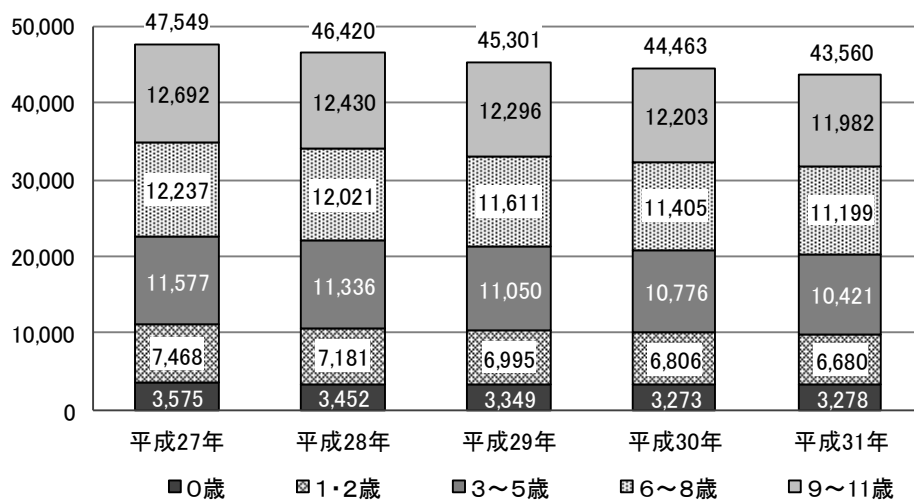
(人)



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■ 12歳未満児童数の推移

(人)



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 自然・社会増減の推移

本市の自然増減についてみると、平成26年から平成30年にかけて、毎年出生数が3,000人台に対して、死亡数が5,000人前後で推移しており、毎年自然減の状況となっています。特に死亡数は増加傾向となっているため、自然減の数は年々大きくなっています。

また、社会増減についてみると、平成29年にかけて転入数は16,000人前後、転出数は17,000人前後で推移しており、社会減の状況となっています。しかし、平成30年は転入数が17,403人に対し、転出数が17,256人となり、147人の社会増となっています。

■人口動態の推移

単位：人

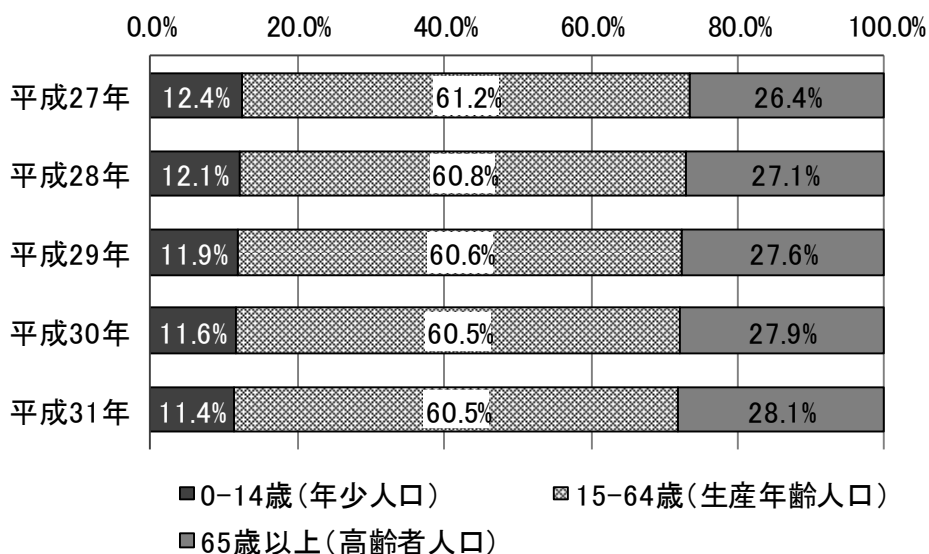
	自然増減		社会増減		人口動態		
	出生	死亡	転入	転出	自然増減	社会増減	総数
平成26年	3,595	4,865	15,299	16,564	△ 1,270	△ 1,265	△ 2,535
平成27年	3,569	4,961	16,715	17,478	△ 1,392	△ 763	△ 2,155
平成28年	3,496	5,250	16,026	17,009	△ 1,754	△ 983	△ 2,737
平成29年	3,367	5,247	16,899	17,081	△ 1,880	△ 182	△ 2,062
平成30年	3,414	5,373	17,403	17,256	△ 1,959	147	△ 1,812

資料：東大阪市人口統計表

(3) 人口構造の変化

本市の人口を年齢階級ごとに3区分で分けた人口構造をみると、「0-14歳（年少人口）」「15-64歳（生産年齢人口）」ともに緩やかに減少し、「65歳以上（高齢者人口）」が増加しており、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

■年齢3区分別人口の推移

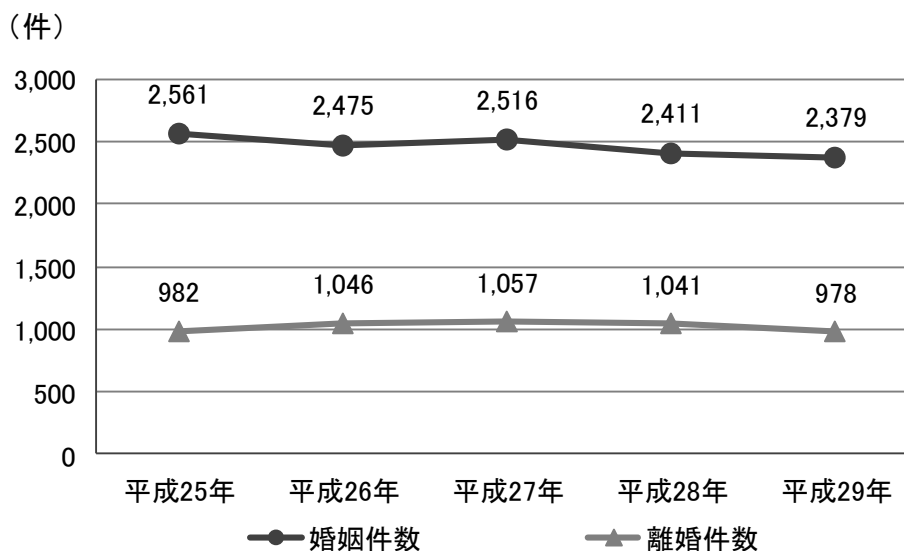


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(4) 婚姻と離婚の推移

婚姻件数についてみると、増減はあるものの、平成25年でから平成29年にかけて緩やかな減少傾向がみられ、平成29年で2,379件となっています。また、離婚件数は平成27年に1,057件と最も高くなっています。

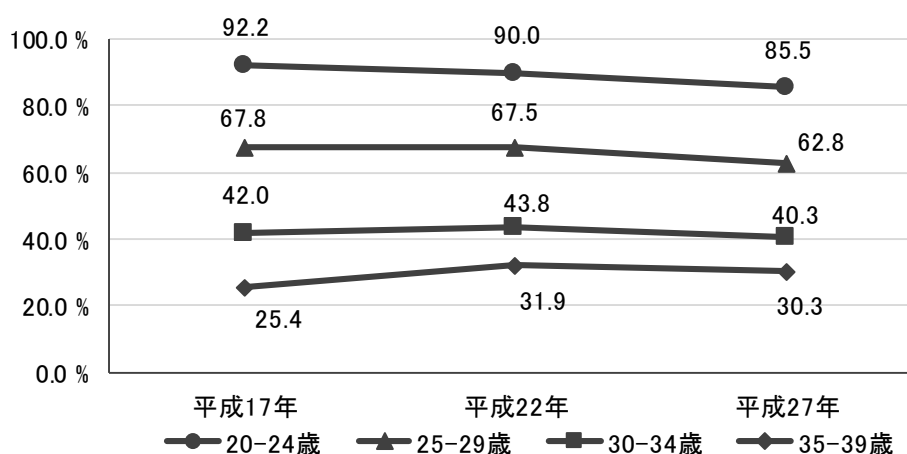
■ 婚姻件数と離婚件数の推移



資料：保健衛生年報

未婚率の推移について、年齢階級別にみると、20歳代の未婚率は減少しているものの、30歳代前半ではおおむね横ばいで推移しており、30歳代後半では、増加傾向となっています。

■ 未婚率の推移

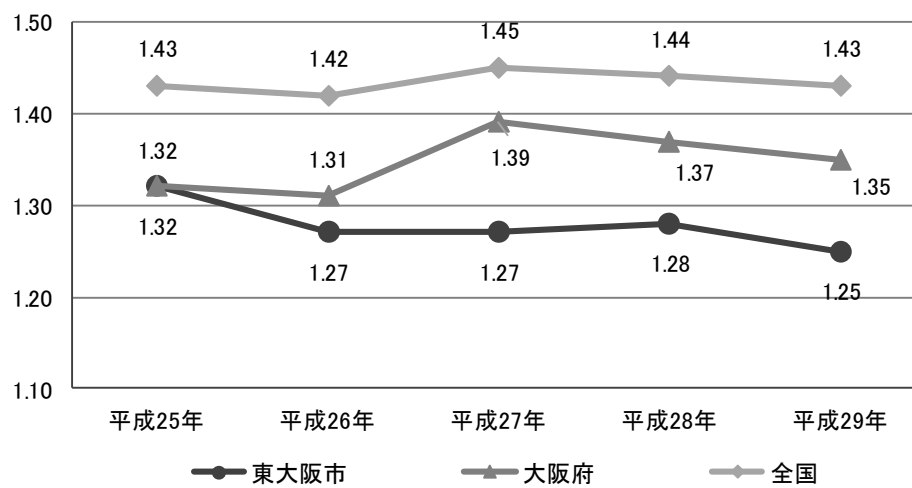


資料：国勢調査

合計特殊出生率は、国や府と比較しても低い水準で推移しており、平成29年で1.25と

近年でも最も低い値となっています。

■ 合計特殊出生率の推移



資料：保健衛生年報

2 世帯・就労の動向

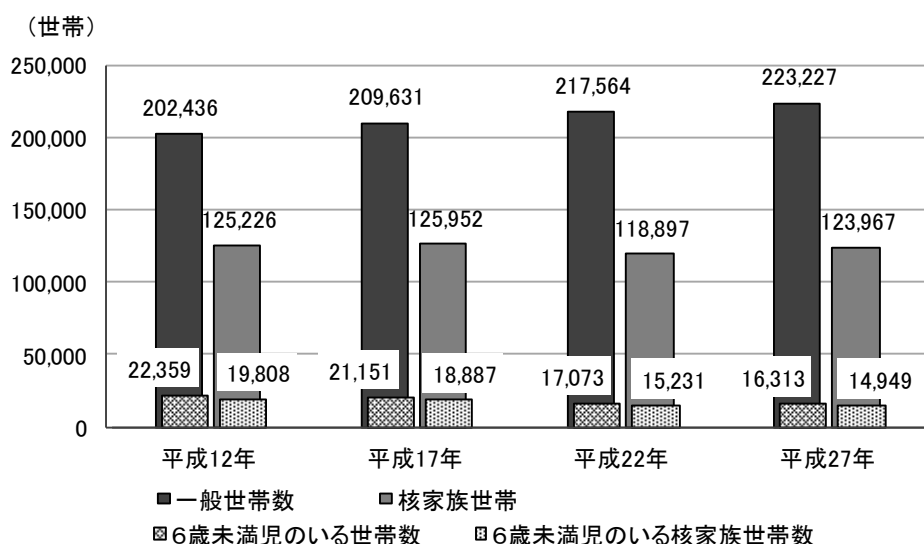
(1) 世帯の状況

本市の世帯数についてみると、一般世帯数は平成12年から平成27年にかけて増加傾向となっており、平成27年で223,227世帯となっています。一方、核家族世帯は12万世帯前後での推移となっています。

6歳未満児のいる世帯は、平成12年の22,359世帯から平成27年の16,313世帯となり、6,046世帯減少しています。また、6歳未満児のいる世帯のうち、核家族世帯の割合は9割前後での推移となっています。

また、ひとり親世帯は平成17年に4,638世帯となっていました。その後平成27年にかけて減少し、4,142世帯となっています。

■ 世帯数と核家族世帯の推移



資料：国勢調査

■ 6歳未満児のいる世帯のうち、核家族世帯の割合

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
6歳未満児のいる世帯の核家族率	88.6%	89.3%	89.2%	91.6%

■ ひとり親世帯数の推移

単位：世帯

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子家庭	3,259	4,188	3,814	3,812
父子家庭	431	450	337	330
合計	3,690	4,638	4,151	4,142

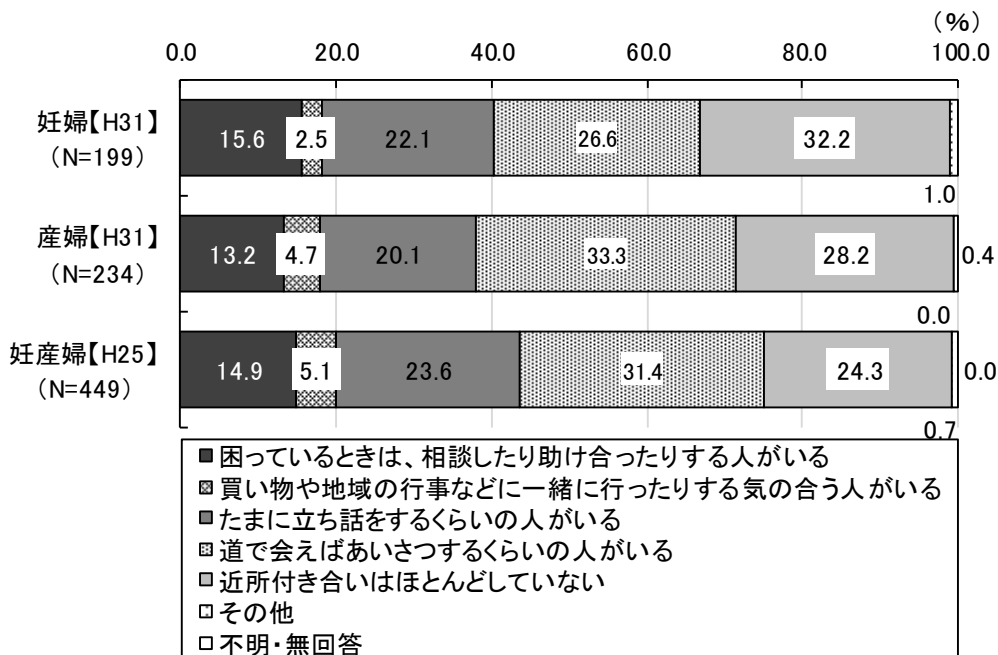
資料：国勢調査

●近所との付き合いの希薄化は平成 25 年度調査よりも進んでおり、孤立しない支援が大切です。

アンケート調査より、妊婦、産婦の近所付き合いの程度について、「近所付き合いはほとんどしていない」の割合は妊婦で 32.2%、産婦で 28.2%となっています。平成 25 年度調査（前回計画策定時調査）と比較すると、産婦では 3.9 ポイント高く、妊婦では 7.9 ポイント高くなっています。特に妊婦については近所付き合いが希薄であることがうかがえます。

こうした地域のつながりの希薄化から、妊婦・産婦等の孤立感や負担感の高まりが危惧されており、妊娠期から子育て気における切れ目のない支援体制の構築が重要となっています。

本市では、平成 31 年 4 月 1 日に子育て世代包括支援センター「はぐくむ」を市内の各保健センター・福祉事務所に開設し、切れ目のない支援体制の充実に取り組んでいます。また、母子健康手帳交付時には、保健師による面接を実施しており、体調などについてお話をおうかがいしつつ、母子保健サービスについて説明をしております。妊娠中から支援の必要な妊婦を早期に把握する支援を行うことができるよう努めています。



※平成 29 年度調査では妊産婦を対象にアンケート調査は実施しなかったため、データはありません。

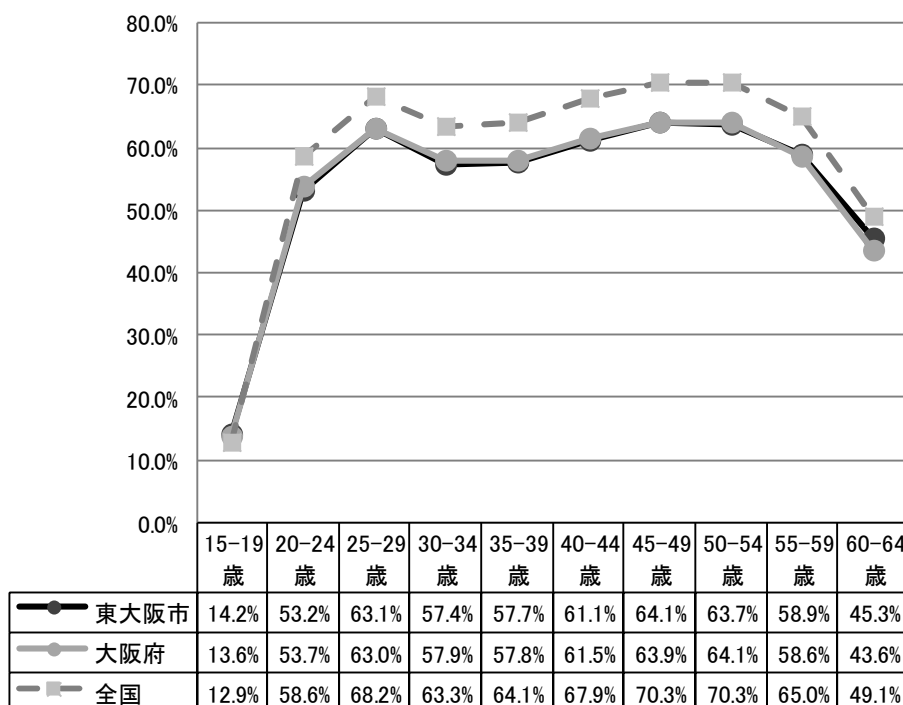
(2) 女性の就業動向

平成 27 年における女性の年齢階層別就業率は、「25-29 歳」で 63.1%となっており、30 歳代になると、57%台に落ち込み、40 歳代から緩やかに増加して「45-49 歳」の 64.1%をピークに「50-54 歳」以降減少に転じています。

本市の女性の就業率は府とおおむね同様の推移となっており、ともに全国の女性の就業率と比較しても低い水準にあることがうかがえます。

また、「子育て安心プラン」において国が推進する、25-44 歳女性の就業率 80%に対応できる保育の受け皿の確保について、対象の年齢層の女性の就業率は、本市では 59.9%となっており、全国と比較して 6.0 ポイント下回っている状況です。

■女性の年齢階層別就業率の比較（大阪府・全国）



資料：国勢調査（平成 27 年）

■25-44 歳女性の就業率

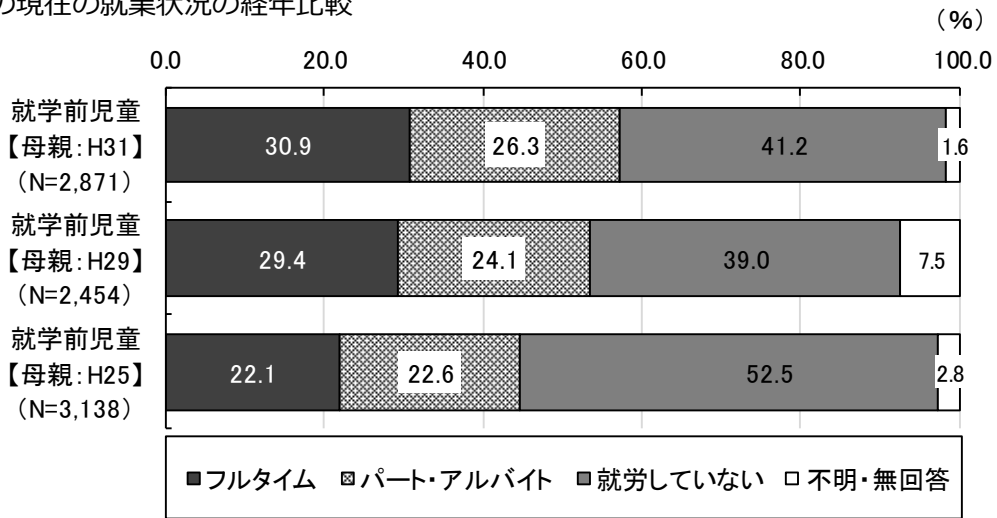
	女性人口	女性就業者数	就業率
東大阪市	59,563 人	35,669 人	59.9%
大阪府	1,153,010 人	692,666 人	60.1%
全国	15,690,181 人	10,344,404 人	65.9%

●母親の就労割合は平成 25 年の調査と比較して、就労している方の割合が高くなっています。

アンケート調査より、就労状況は特に母親について、平成 25 年度調査（前回計画策定時調査）と比較すると、「フルタイム」「パート・アルバイト」ともに就労している方の割合が高くなっています。平成 29 年度調査との比較では概ね同様の割合となっています。

本市の人口は減少傾向にある中で、平成 25 年度と比較すると就労の割合が増加しており、保育ニーズについても、引き続き一定の保育ニーズが予想されます。

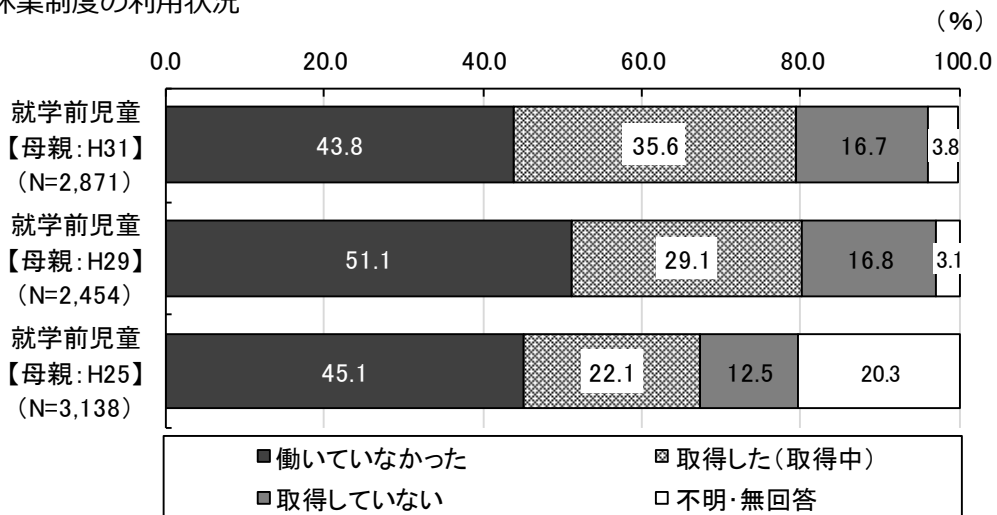
■母親の現在の就業状況の経年比較



●子育てと就労のバランスのとれた支援体制が充実してきています。

母親の育児休業の取得状況について、「取得した（取得中）」の割合は平成 25 年調査の 22.1%よりも、13.5 ポイント高い 35.6%となっており、育休を取得しやすい環境が整ってきたことがうかがえます。

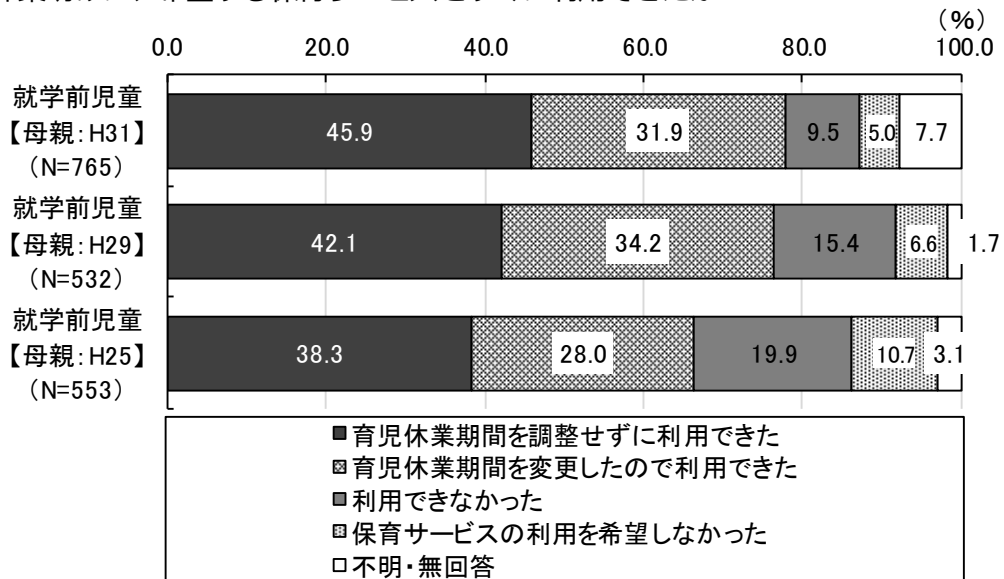
■育児休業制度の利用状況



●育児休業明けの保育サービスの利用状況は円滑に利用できている傾向がみられます。

育児休業明けに希望する保育サービスの利用状況は、「育児休業期間を調整せずに利用できた」が平成25年調査の38.3%から7.6ポイント高い45.9%となっており、「利用できなかった」が10.4ポイント低い9.5%となっています。

■育児休業明けに、希望する保育サービスをすぐに利用できたか



3 保育所・幼稚園の状況

(1) 保育所等の児童数（2号認定・3号認定）

保育所等の児童数は、平成27年の7,773人から令和元年度の8,560人と児童数は年々増加傾向となっています。

いずれの年も定員を超過しており、弾力化による対応で児童を受け入れています。

■保育所等の児童数と定員数・充足率の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
入所児童数	7,773人	8,104人	8,398人	8,560人	8,560人
定員	7,474人	7,931人	8,323人	8,422人	8,459人
充足率	104.0%	102.2%	100.9%	101.6%	101.2%

※ 保育所等の児童数（2号認定・3号認定）には、認定こども園、小規模保育施設の利用者を含みます。

資料：東大

阪市

(2) 幼稚園等の児童数（1号認定）

幼稚園等の園児数は、平成27年の5,582人から令和元年度の4,140人と児童数は年々減少傾向となっています。

■幼稚園等の児童数と定員数・充足率の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
園児数	5,582人	5,038人	4,810人	4,411人	4,140人
定員数	8,999人	8,626人	7,242人	7,201人	6,997人
充足率	62.0%	58.4%	66.4%	61.3%	59.2%

※幼稚園等の児童数（1号認定）には、認定こども園の利用者を含みます。

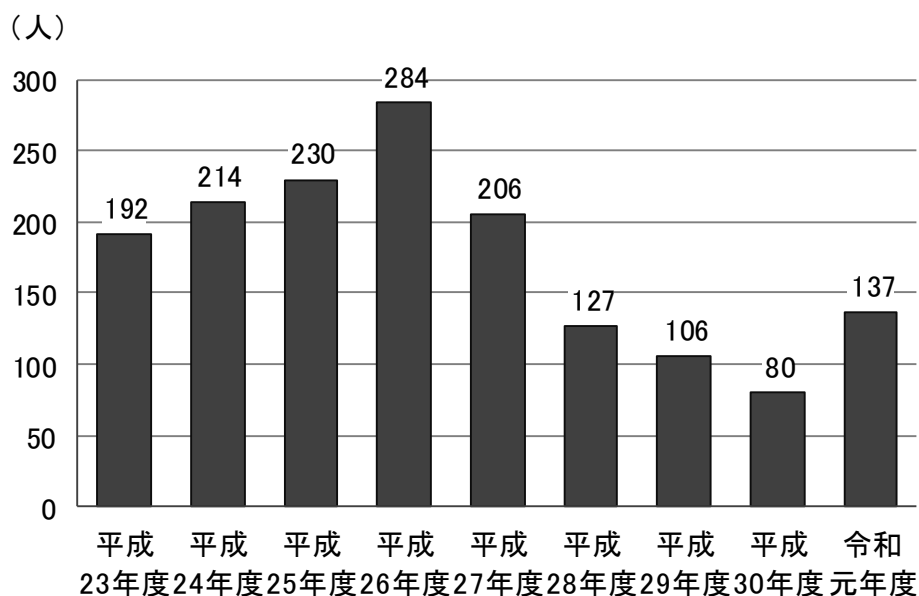
資料：東大阪市（令和元年5月現在）

(3) 待機児童の状況

本市の待機児童の状況は、平成 23 年から平成 26 年にかけて増加傾向にあり、平成 26 年で 284 人と最も多くなっていましたが、その後減少に転じ、平成 30 年度に 80 人となっています。令和元年度では再び増加し、137 人となっています。

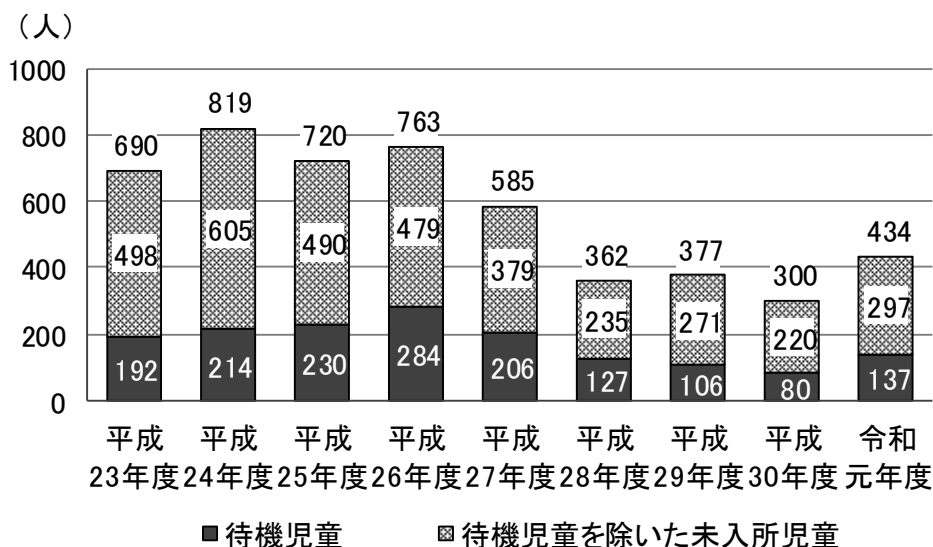
また、未入所児童は平成 24 年で 819 人と最も多く、増減はあるものの平成 30 年に掛けて減少傾向となっています。令和元年度では再び増加し、434 人となっています。

■待機児童の人数の推移



資料：東大阪市（各年度 4 月 1 日）

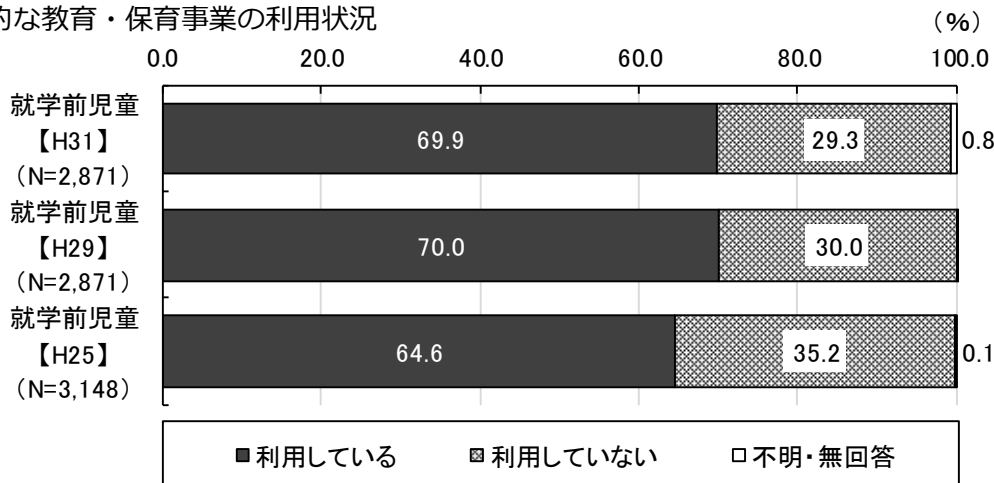
■未入所児童数の推移



●定期的な教育・保育事業の利用率は平成 25 年度よりも高く、平成 29 年度と同水準です。

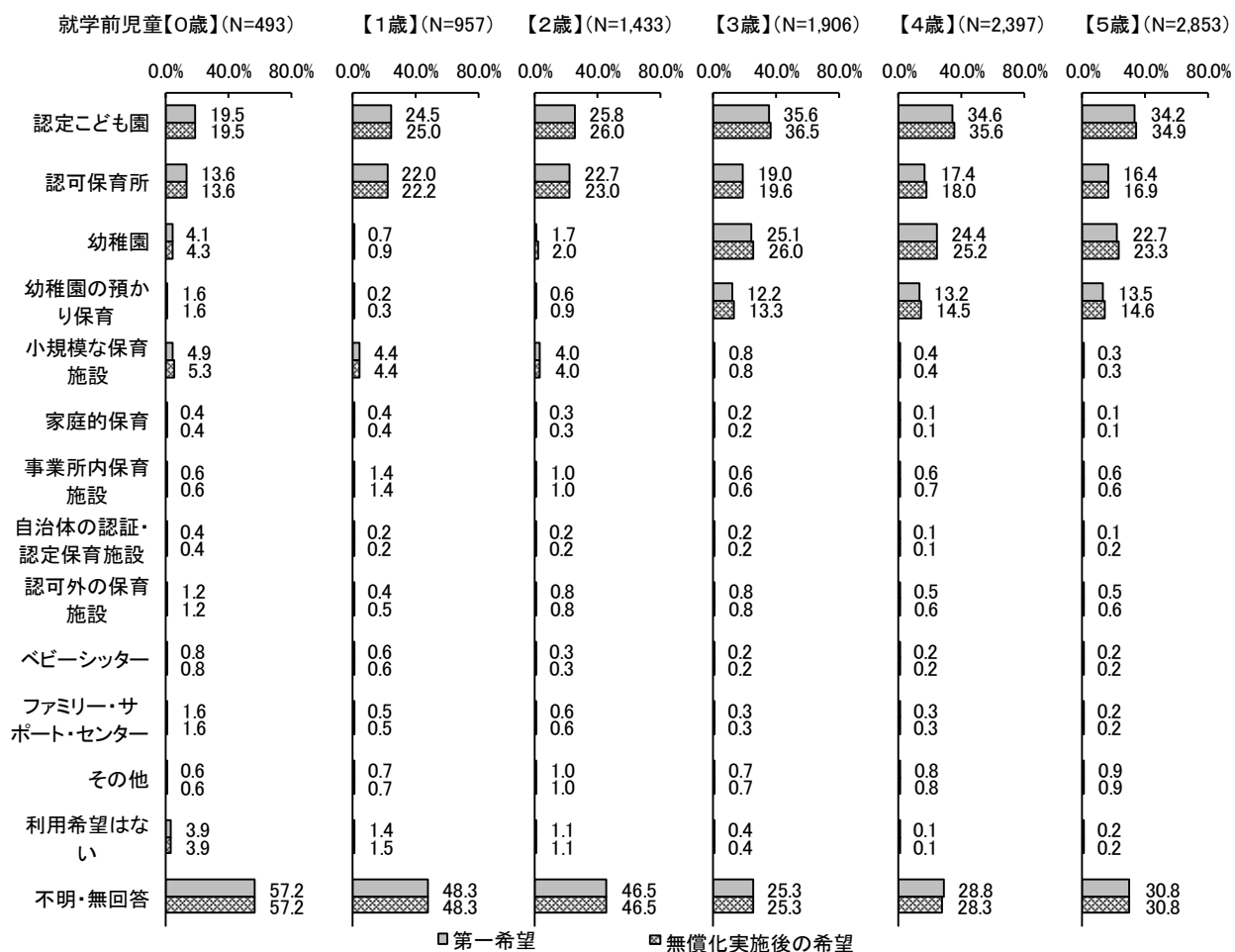
アンケート調査より、定期的な教育・保育事業の利用状況は、平成 25 年調査よりは「利用している」の割合が5ポイント程度高くなっており、平成 29 年度調査と概ね同様となっています。

■ 定期的な教育・保育事業の利用状況



利用を希望する「定期的な教育・保育事業」について、調査時点では、無償化実施前後で大きな差はみられません。

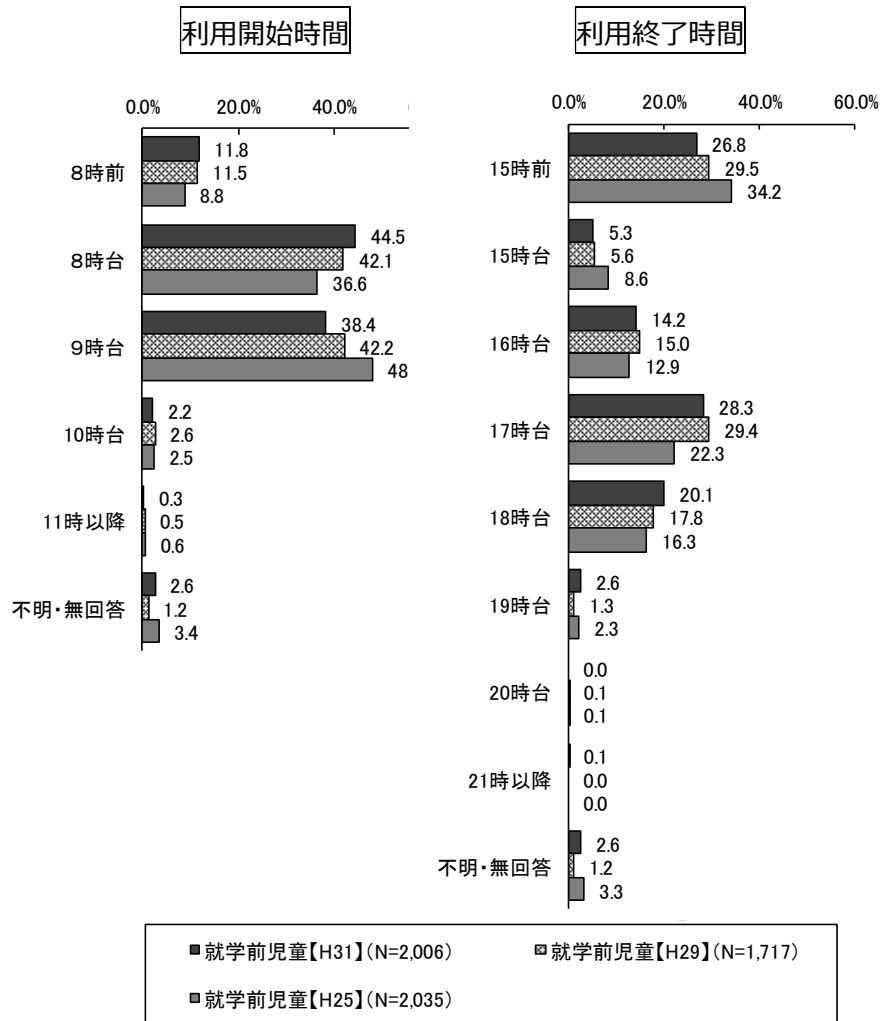
■ 利用を希望する「定期的な教育・保育事業」(第一希望/無償化後の希望)



●利用開始時間が年々早まっている傾向がみられ、今回調査では8時台がピークになっています。

定期的な教育・保育の利用開始時間については、利用開始時間が前回調査では9時台にピークがみられ、平成 29 年調査では8時台、9時台が同水準で高く、平成 31 年調査では8時台にピークがみられます。徐々に利用時間が早まっていることがうかがえます。一方、終了時間については大きな変化はみられませんでした。

■平日の定期的な教育・保育事業の利用開始時間／終了時間

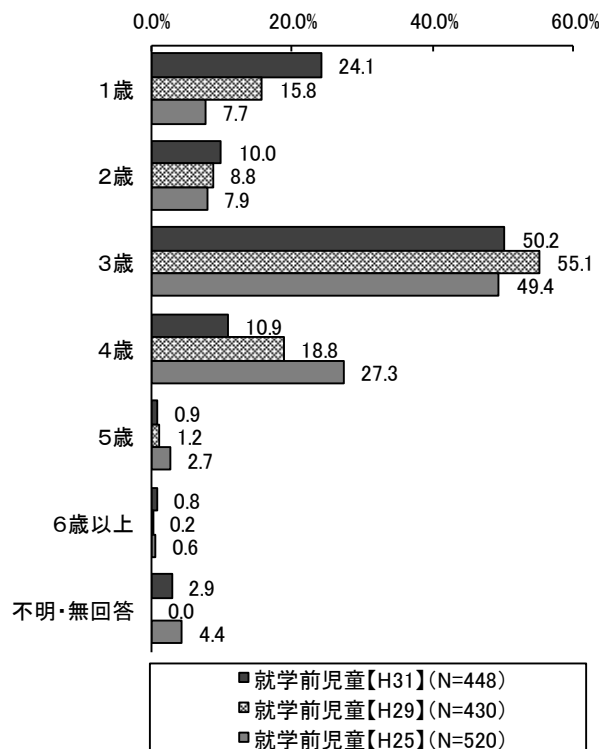


●利用を開始したい子どもの年齢は低年齢化がみられ、1歳の利用意向が年々高まっています。

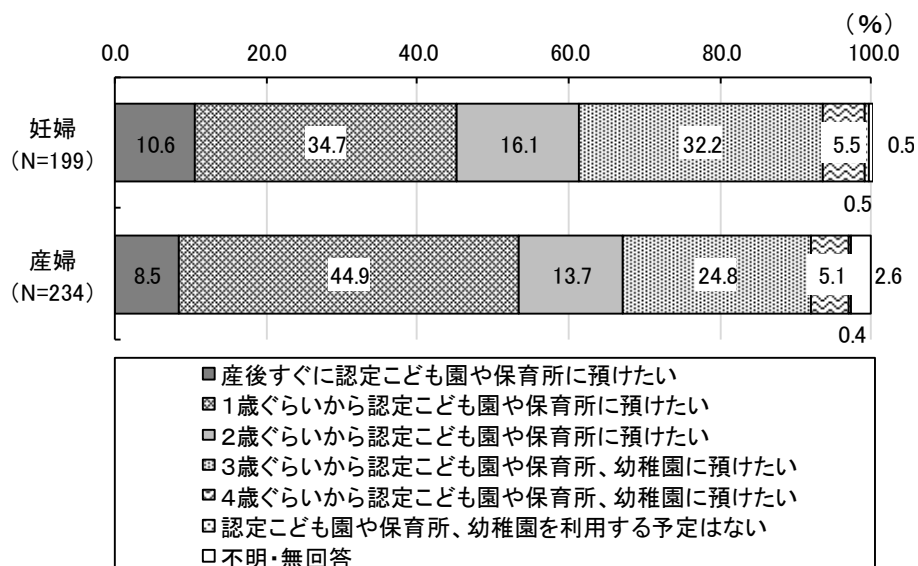
現在、定期的な教育・保育施設を利用していない方のうち、「子どもが小さいため」と回答した方について、子どもが何歳くらいになったら利用を希望するかでは、「3歳」が最も高い割合となっているものの、「1歳」についての割合は、平成25年調査より16.4ポイント高い24.1%となっています。

また、妊婦、産婦を対象とした調査でも、「1歳ぐらいから認定こども園や保育所に預けたい」の割合がそれぞれ最も高くなっており、3号認定の利用希望の高まりが予想されます。

■子どもが何歳くらいになったら「教育・保育施設」等の利用を希望するか



■定期的な教育・保育施設に預ける際の子どもの年齢



4 地域子ども・子育て支援事業の提供状況

(1) 時間外保育事業（延長保育）

時間外保育事業（延長保育事業）は、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

各保育所において、11時間の開所時間を超えた保育の希望がある方を受け入れることで、ニーズに対応したサービスを提供してきました。

■時間外保育事業（民間保育施設）の実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所	64 園	77 園	83 園	76 園
延べ利用者数	67,919 人	73,103 人	81,991 人	118,645 人

資料：東大阪市

■時間外保育事業（公立保育所・こども園）の実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	14,263 人	14,379 人	15,518 人	16,400 人

資料：東大阪市

(2) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成事業）

放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成事業）は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活指導の場を提供し、子どもの健全な育成を図る事業です。

本市においては、昭和 41 年度に青少年の健全育成事業の一環として、「カギッ子」対策として事業が始まり、昭和 61 年には東大阪市留守家庭児童対策問題審議会の「近隣地域社会機能の強化と積極的啓発活動が必要」等の答申を受けて、平成元年度より、学校と地域との協力のもとで自主的に運営する「運営委員会方式」での事業を開始しました。平成 27 年度に国の子ども・子育て支援新制度の実施にあわせ、基準条例の制定や高学年の受け入れ、全てのクラブの開設日数・時間の統一と拡充を実施しました。それに合わせて、地域住民の担い手不足や高齢化、社会状況の変化に伴う需要の拡大等から、事業の高度化・専門化に対応することが求められ、一部地域では、これまでの「運営委員会方式」での運営方法を見直し、民間事業者による事業運営を行うようになりました。

平成 30 年度には、事業の質の向上と安定的かつ継続的に事業を実施できるよう、公設民営に切り替えて事業展開をしています。

■放課後児童健全育成事業の実施状況

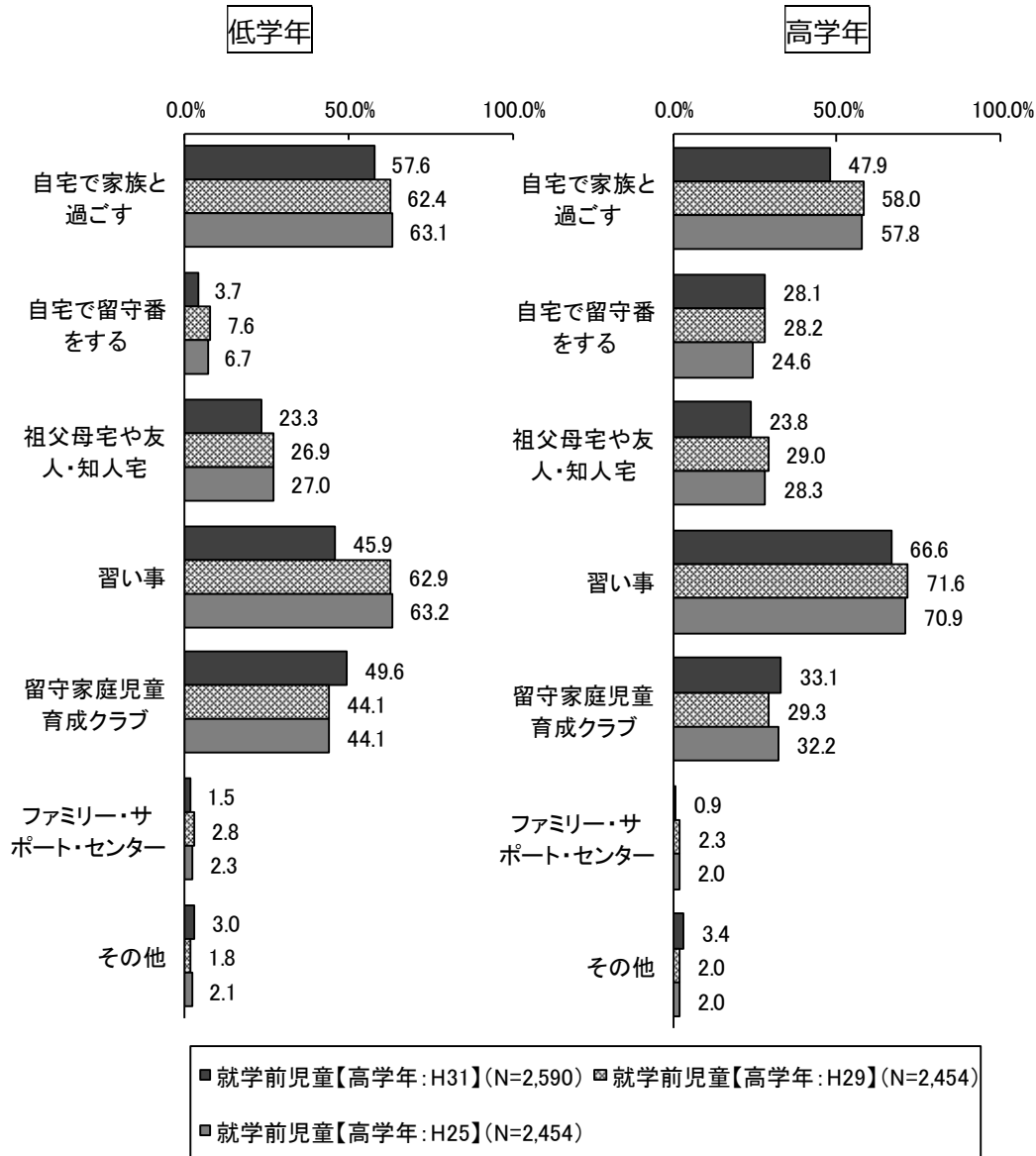
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
定員	3,959 人	3,959 人	4,085 人	4,172 人
在籍児童数	3,139 人	3,371 人	3,525 人	3,636 人

資料：東大阪市

●就学前児童の留守家庭児童育成クラブの利用意向はこれまでの調査と概ね同様の傾向です。

アンケート調査より、就学前児童の留守家庭児童育成クラブの利用意向は、低学年で49.6%、高学年で33.1%と、平成25年調査や平成29年調査と比較して、概ね同様の傾向がみられます。

■小学校就学後の放課後の過ごしませ方（低学年／高学年）



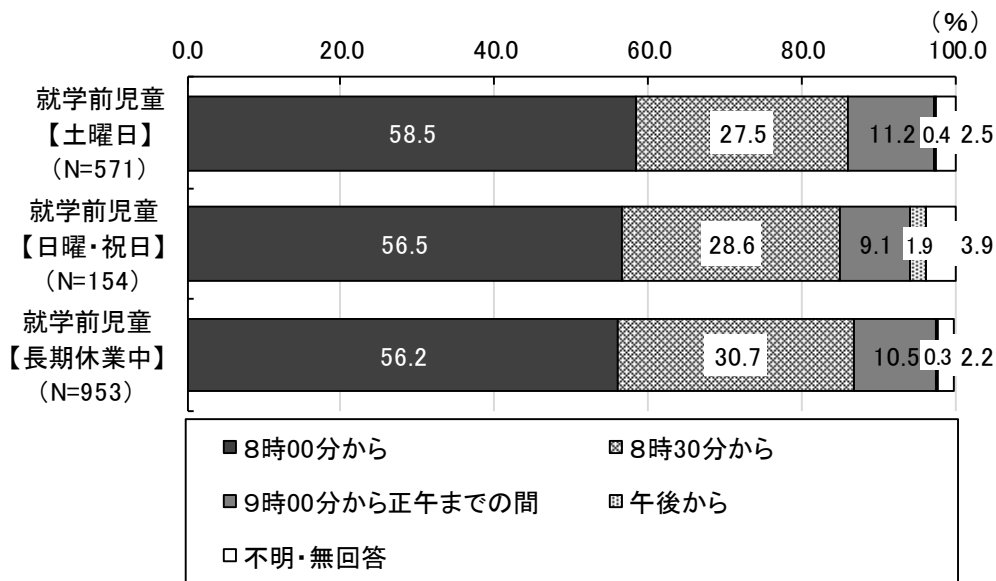
※不明・無回答を除いて集計しています

●土曜日、日曜・祝日、長期休業中は8時から預けたいという声が50%超となっています。

就学前児童の留守家庭児童育成クラブの休日等の利用希望開始時間は、「8時00分から」が土曜日で58.5%、日曜・祝日で56.5%、長期休業中で56.2%となっており、現在実施している8時30分よりも早い時間からの利用希望がみられます。

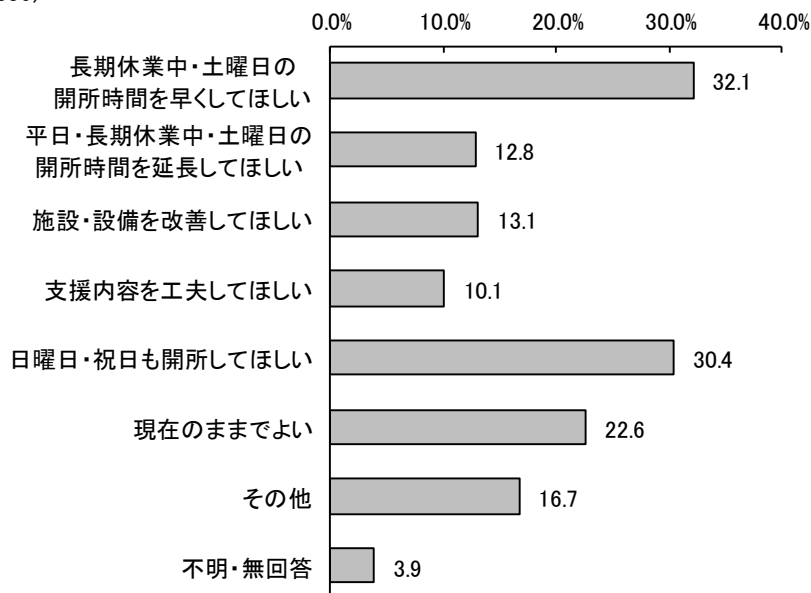
また、小学生の留守家庭児童育成クラブに対して感じていることでも、「長期休業中・土曜日の開所時間を早くしてほしい」が32.1%、「日曜日・祝日も開所してほしい」が30.4%と、就学前児童と同様のニーズとなっていることがうかがえます。

■留守家庭児童育成クラブの土曜、日曜・祝日、長期休業中の利用希望開始時間（平成31年調査）



■留守家庭児童育成クラブに対して感じてること（小学生：平成31年調査）

小学生(N=336)



(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

本市においては、児童養護施設5施設、乳児院1施設にて、受け入れを実施しています。送迎手段の確保が困難な保護者に対する支援が課題となっており、支援策の検討が必要となっています。

■子育て短期支援事業の利用状況（延べ人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ショートステイ	232 人日	192 人日	295 人日	328 人日
トワイライトステイ	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

資料：東大阪市

(4) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所として、子育てについての相談、情報の提供、助言等の支援を行う事業です。

子育て支援センターについては、平成 30 年度は6箇所で開催しており、利用者の子どもの年齢が低くなっている状況がみられます。また、支援の場に出てこられない親子への支援が課題となっています。

つどいの広場については、平成 30 年度は 18 箇所で開催しており、0、1 歳など低年齢の子どもの利用が増えています。

■地域子育て支援センターの利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所	5箇所	5箇所	6箇所	6箇所
延べ利用者数	103,607 人	102,941 人	127,642 人	122,507 人
旭町	36,670 人	35,001 人	34,018 人	34,375 人
荒本	16,010 人	15,205 人	9,185 人	8,631 人
長瀬	16,863 人	16,820 人	14,586 人	11,982 人
鴻池	13,468 人	13,649 人	12,216 人	11,003 人
楠根	20,596 人	22,266 人	20,068 人	18,817 人
布施			37,569 人	37,699 人

資料：東大阪市

■つどいの広場の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所	17 箇所	17 箇所	18 箇所	18 箇所
延べ利用者数	40,405 人	45,123 人	41,587 人	40,857 人

資料：東大阪市

これまでの取り組みを追記予定

- ・布施子育て支援センター
- ・つどいの広場での実施など、

(5) 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において幼稚園、保育所、認定こども園、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

幼稚園型の一時預かり事業については、公立幼稚園各園の園児数は減少しているため、利用人数が減少しています。また、就労している保護者も増加しているため、今後さらなる実施日の確保が必要となってきます。

一般型の一時預かり事業においては、公立施設、民間保育施設ともに保育士不足による体制の充実に課題がみられます。

■一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認定こども園	48,713 人	65,260 人	83,313 人	89,959 人
公立幼稚園	21,439 人	14,168 人	10,355 人	9,452 人
幼稚園型 認定こども園			2,411 人	1,456 人
幼保連携型 認定こども園			2,988 人	3,155 人

資料：東大阪市

■一時預かり事業（一般型）の実施状況

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
就 労 型	公立施設	3,073 人	3,992 人	1,409 人	2,309 人
	民間保育施設	18,454 人	14,702 人	14,128 人	9,700 人
リ フ レ ッ シ ュ 型	公立施設	813 人	605 人	1,350 人	905 人
	民間保育施設	2,314 人	1,200 人	880 人	1,493 人

資料：東大阪市

東地域 病児施設 1 箇所が閉鎖したことを記載予定

(6) 病児保育事業

病児保育事業は、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

事業の必要性は高く、受け入れ体制を充実させる必要はあるものの、平成 30 年度より看護師や保育士の確保が困難であるため、病後児保育室が 1 室休止しており、病後児保育のサービスが提供できませんでした。

■病児保育の実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
述べ利用児童数	2,485 人日	2,459 人日	2,472 人日	2,070 人日

資料：東大阪市

■病後児保育の実施状況

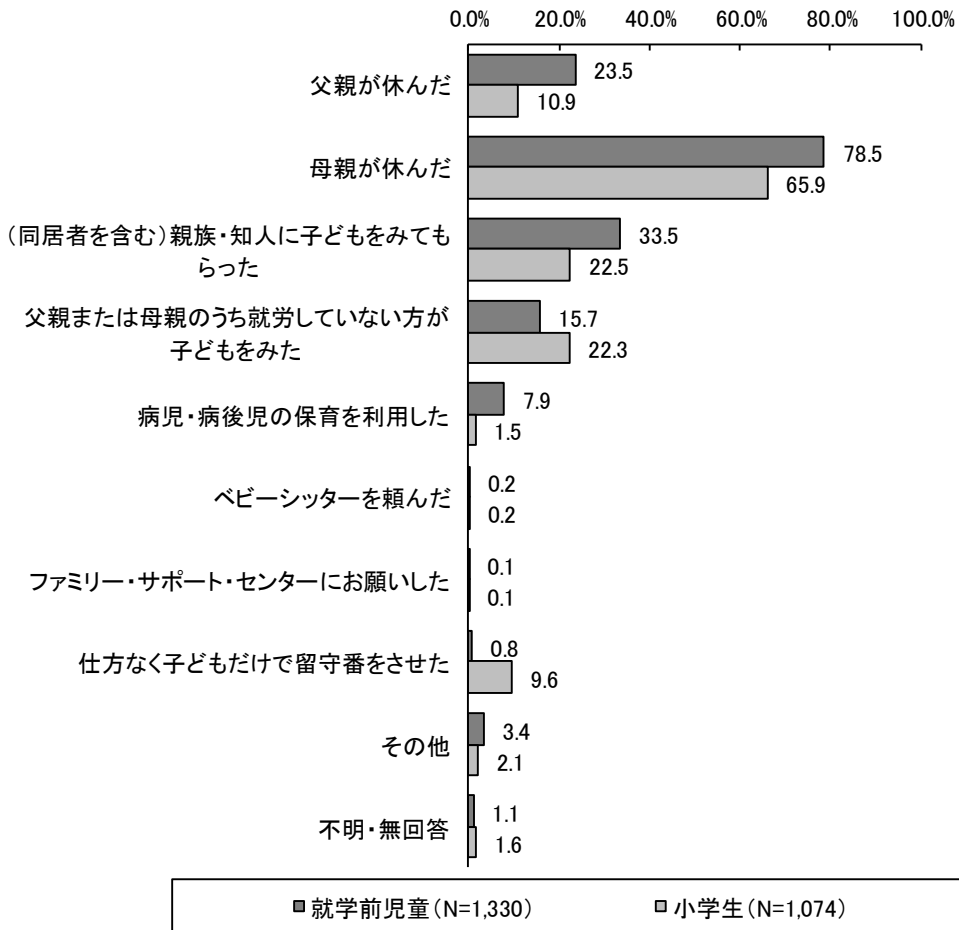
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用児童数	43 人	25 人	48 人	0 人

資料：東大阪市

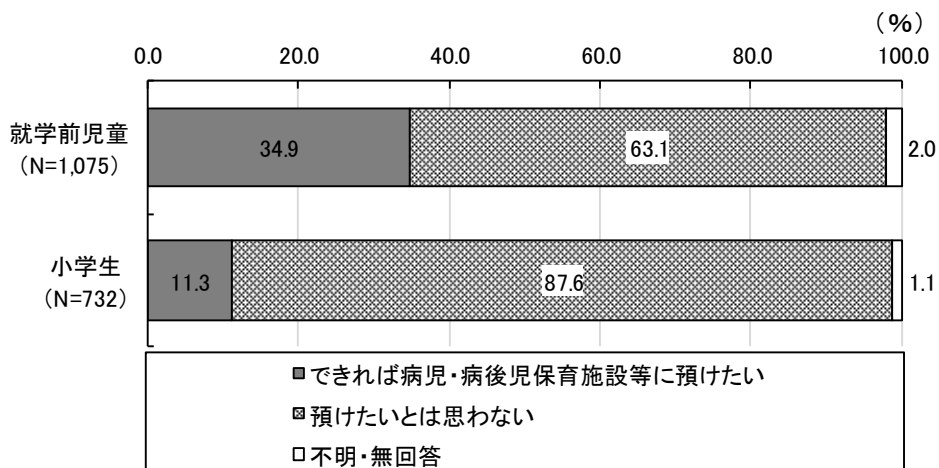
●親が仕事を休んで対応するケースが多く、病児・病後児保育施設等の利用希望は3割台。

アンケート調査より、病児・病後児の対応についてアンケート調査では、「母親が休んだ」が就学前児童・小学生ともに最も高く、「病児・病後児の保育を利用した」は、就学前児童で7.9%、小学生で1.5%となっています。病児・病後児保育施設の利用意向は就学前児童で34.9%、小学生で11.3%程度となっています。

■病児・病後児等の対応（平成31年調査）



■病児・病後児保育施設等の利用意向（平成31年調査）



●病児保育施設等についての不安や、利用したいときに利用できない状況がみられています。

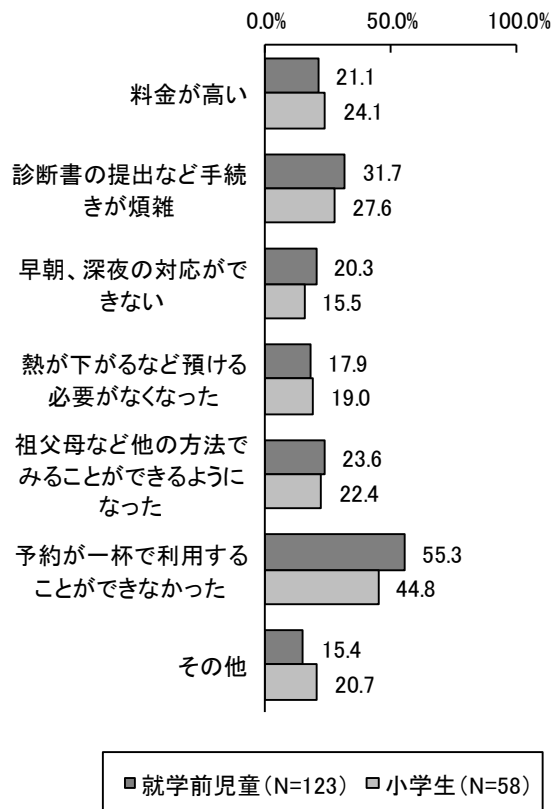
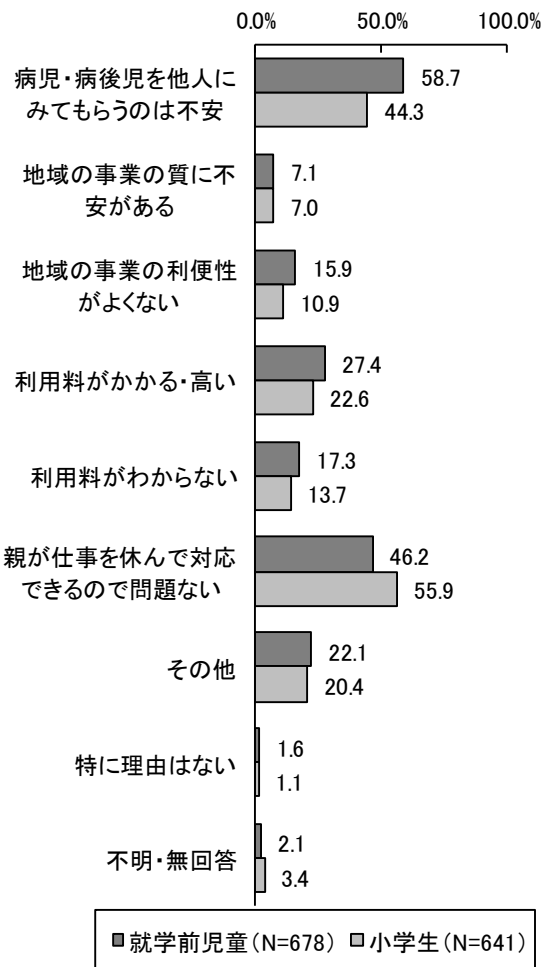
預けたいと思わない理由は「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が就学前児童で最も高く、「親が仕事を休んで対応できるので問題ない」が小学生で最も高くなっています。

病児・病後児保育を申し込んで利用しなかった方の理由については、「予約が一杯で利用することができなかった」が就学前児童、小学生それぞれで最も高くなっています。

病児・病後児については、突発的な利用希望が出てくるため、利用したいときに利用することができる体制を整えることが大切です。

■病児保育施設等に預けたいと思わない理由 (平成 31 年調査)

■病児保育施設等の利用を申し込んで、利用しなかった理由 (平成 31 年調査)



(7) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者とを相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

当事業は子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と依頼内容を引き受ける方（援助会員）の、相互の支援事業であるため、年度によって登録会員数と援助活動にばらつきがあります。平成 30 年度は 406 件の登録会員数に対し、援助活動は 1,488 件となっています。

■ファミリー・サポート・センター事業の実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録会員数	512 人	478 人	543 人	406 人
援助活動	2,011 件	2,289 件	1,697 件	1,488 件

※ 登録会員数は、依頼会員、援助会員、両方会員の合計です。

資料：東大阪市

(8) 利用者支援事業

利用者支援事業は、子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業との情報提供及び必要に応じ相談・援助等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

各福祉事務所や本庁に子育てサポーターを配置するとともに、地域に出向いて、子育て情報の提供や相談等に応じる体制を確保しました。

■利用者支援事業の実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
設置か所数	3 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所

資料：東大阪市

(9) 妊婦健診事業

妊婦健診は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産に資するよう、妊婦に対して実施する健康診査です。

平成 28 年度より妊婦健康診査の助成を増額（10 万円から 12 万円）し、産後健診および多胎児を妊娠している妊婦の妊婦健診受診券追加交付、妊婦歯科健診の補助を開始しました。また、平成 30 年度より産後健診を産婦健診として 2 回に増やし助成を増額（4 千円から 1 万円）し、健診を受けやすい体制を整えました。

■妊婦健診事業の実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ人数	44,064 人	43,192 人	42,465 人	41,372 人

資料：東大阪市

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する相談の助言や情報提供により子育て支援を行う事業です。

平成 30 年度で 3,200 件の実施となっています。

■乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問件数	3,525 件	3,449 件	3,291 件	3,200 件

資料：東大阪市

(11) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

支援が必要な家庭を見落とさないよう把握し支援に繋げていくことが重要であり、平成 30 年度では 11 家庭に対し 60 回訪問しました。

■養育支援訪問事業の実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支援家庭	42 家庭	28 家庭	11 家庭	11 家庭
訪問回数	255 回	111 回	62 回	60 回

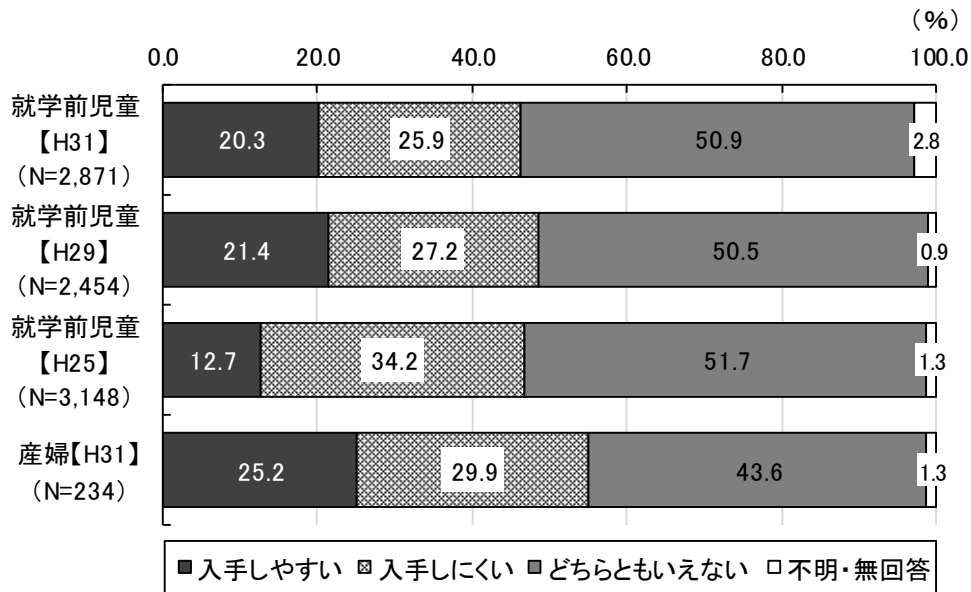
資料：東大阪市

●情報の入手のしやすさは、平成 25 年調査よりも 8 ポイント程度改善しています。

アンケート調査より、情報の入手のしやすさについて、平成 25 年調査よりも「入手しやすい」が 7.6 ポイント高く、概ね平成 29 年調査と同水準の結果となっています。

一方、産婦については、「入手しやすい」が 25.2%となっており、就学前児童よりも情報が入手しやすいという回答の割合が高くなっています。但し、どちらの対象についても、「どちらともいえない」がともに最も高い割合となっています。

■子育てに関する情報の入手のしやすさ



基本理念等を入れます。

現行計画どおりの柱立てとするならば、第2章に基本理念の設定
本章が第3章となって、こちらに改めて基本理念に基づいた取組の考え方をまとめます。

第3章 事業計画の具体的な取組

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 提供区域の設定の考え方

提供区域とは、就学前の教育・保育等の事業量の確保のための需給調整にかかる区域のことで、地理的条件、人口、現在の各事業の利用状況、その他社会的条件を勘案し、小学校区、中学校区行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に利用できることが可能な区域を設定することが大切です。

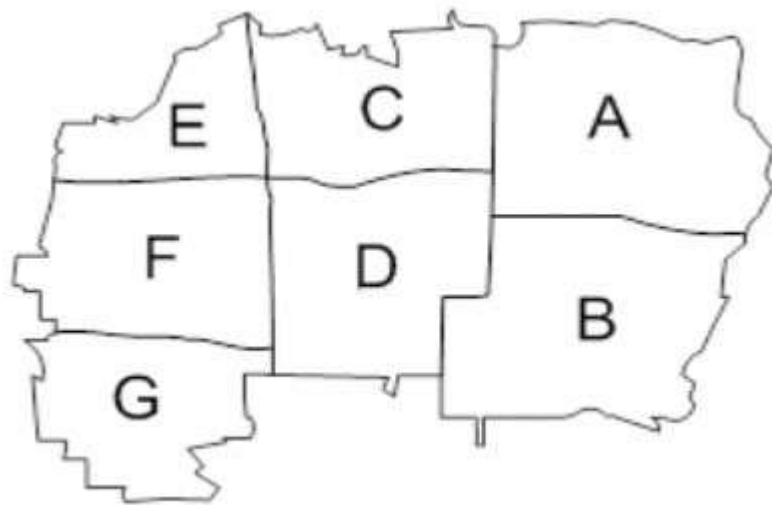
なお、区域外であっても、通園や事業の利用には差し支えありません。

(2) 教育・保育提供区域の設定について

教育・保育提供区域の設定に当たっては、前回計画において、中学校区単位でニーズ量を把握し、リージョンを1単位として提供区域を設定してきました。

本計画においても引き続き、中学校区単位でのニーズ量を把握してきます。

提供区域の設定に当たっては、第1期計画の考え方を継承し、リージョンを単位とします。



■教育・保育の提供区域

事業区分	提供区域	考え方
1号認定(3~5歳:教育)	整備圏域	利用実績の把握等については「中学校区」とし、整備に当たっては、提供体制を基準とします。
2号認定(3~5歳:保育)		
3号認定(0~2歳:保育)		

(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定について

地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、前回計画を踏襲し、原則、市域全体を提供区域として設定します。

留守家庭児童育成事業については小学校区での配置を基本としてきたことから、引き続き小学校区を提供区域とし、地域子育て支援拠点事業については、子育て支援センターのない地域もあるため、就学前の教育・保育と同様に整備圏域を提供区域として設定します。

■ 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業区分	提供区域	考え方
延長保育事業	市域全体	教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育提供区域とします。
留守家庭児童育成事業	小学校区	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、小学校区を基準とします。
子育て短期支援事業	市域全体	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
地域子育て支援拠点事業	整備圏域	
一時預かり事業	市域全体	教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育提供区域とします。
病児・病後児保育事業		利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
ファミリー・サポート・センター事業		
妊婦健診事業		
乳児家庭全戸訪問事業		
養育支援訪問事業		
利用者支援事業		

2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策について

(1) 就学前の学校教育・保育の量の見込みと供給量等

「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」また、計画期間について、「量の見込み」に対応するよう「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。

外国につながる児童やその保護者が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、必要に応じて支援を行います。

(2) 1号認定

◆ 1号認定の量の見込みと確保方策

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	検討中				
②確保方策					
確保方策の内容					

(3) 2号認定

◆ 2号認定の量の見込みと確保方策

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	検討中				
②確保方策					
確保方策の内容					

(4) 3号認定

◆ 3号認定（0歳）の量の見込みと確保方策

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		検討中			
②確保方策					
確保方策の内容					

◆ 3号認定（1・2歳）の量の見込みと確保方策

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		検討中			
②確保方策					
確保方策の内容					

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

◆時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保方策

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み					
②確保方策	検討中				
確保方策の内容					

(2) 留守家庭児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

◆留守家庭児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【低学年】の量の見込みと確保方策

単位：人

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生					
	2年生					
	3年生	検討中				
②確保方策	1年生					
	2年生					
	3年生					
確保方策の内容						

◆留守家庭児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【高学年】の量の見込みと確保方策

単位：人

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4年生					
	5年生					
	6年生	検討中				
②確保方策	4年生					
	5年生					
	6年生					
確保方策の内容						

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

◆子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込みと確保方策

単位：人日

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み					
②確保方策	検討中				
確保方策の内容					

(4) 地域子育て支援拠点事業

◆地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み					
②確保方策	検討中				
確保方策の内容					

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

◆乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の量の見込みと確保方策

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み					
②確保方策	検討中				
確保方策の内容					

(6) 一時預かり事業

◆一時預かり事業（幼稚園型）の量の見込みと確保方策

単位：人日

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	検討中				
②確保方策					
確保方策の内容					

◆一時預かり事業（一般型）の量の見込みと確保方策

単位：人日

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	検討中				
②確保方策					
確保方策の内容					

(7) 養育支援訪問事業

◆養育支援訪問事業

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	検討中				
②確保方策					
確保方策の内容					

(8) 病児保育事業

◆病児保育事業の量の見込みと確保方策

単位：人日

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	検討中				
②確保方策					
確保方策の内容					

(9) ファミリー・サポート・センター事業

◆ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと確保方策

単位：人

日

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み					
②確保方策	検討中				
確保方策の内容					

(10) 利用者支援事業

◆利用者支援事業の量の見込みと確保方策

単位：か所

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み					
②確保方策	検討中				
確保方策の内容					

(11) 妊婦健康診査事業

◆妊婦健康診査事業の量の見込みと確保方策

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み					
②確保方策	検討中				
確保方策の内容					

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び 当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

- (1) 認定こども園について
- (2) 学校教育・保育の一体的な提供に向けての質の向上
- (3) 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校等の連携

5 その他に重点を置く施策について

- (1) 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保
- (2) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- (3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する府との連携
- (4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

第4章 計画の推進に向けて

1 推進体制の整備

(1) 庁内の推進体制

(2) 関係機関との連携

2 計画の進捗状況の点検・評価

3 計画の周知
